

令和6年度

2級電気工事施工管理技術検定 第一次検定・第二次検定同時申請用 受検の手引

申請受付期間

令和6年7月10日(水)～7月24日(水) [消印有効]

※インターネット申請は6月26日(水)から受付します。

試験日

令和6年11月24日(日)

受検手数料(消費税非課税)

第一次・第二次検定あわせて 13,200円

必ず確認してください

同封されている書類は、【第一次・第二次検定】を同時に申請する方専用です。
【第一次検定のみ】又は【第二次検定のみ】の申請には使用できません。また、
受検申請を行ったあとで、【第一次検定のみ】や【第二次検定のみ】へ試験区分を
変更することはできません。

国土交通大臣指定試験機関
一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部
www.fcip-shiken.jp

【この冊子をよくお読みいただき、内容を了解した上でご申請ください】

2級電気工事施工管理技術検定は、電気工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることを目的とした、建設業法に基づく検定制度です。一般財団法人建設業振興基金は、国土交通大臣の指定を受けて本検定を実施しております。

この検定は、第一次検定と第二次検定からなり、第一次検定に合格すると2級電気工事施工管理技士補、第二次検定に合格すると2級電気工事施工管理技士の国家資格を取得することができます。

目次

A. 共通事項

令和6年度2級電気工事施工管理技術検定 実施日程			1
1. 受検資格の改正	2	(3) 試験地	11
2. 受検資格と必要書類(第一次・第二次検定同時申請の場合)	3	(4) 試験の内容	12
3. 受検申請(第一次・第二次検定同時)	7	5. 受検の心得	13
(1) 新規受検申請	7	(1) 試験当日の持ち物	13
(2) 再受検申請	7	(2) 試験会場における注意	13
(3) 申請受付期間	8	(3) 試験中の禁止行為	14
(4) 郵送時の注意	8	6. 検定問題等の公表	14
(5) 個別の必要書類等について	8	7. 合格発表	15
4. 試験の流れ・内容	11	8. 合格基準について	15
(1) 受検票の送付	11	9. 個人成績の通知について	15
(2) 試験日時	11		

B. 旧受検資格について

1. 学歴等の要件について	16	3. 実務経験証明書の作成について	21
(1) 指定学科	16	(1) 電気工事施工管理に関する実務経験欄の作成	21
2. 実務経験の定義	18	(2) C票裏面：実務経験証明にあたってのチェックリストの作成	21
(1) 旧受検資格における実務経験について	18	(3) C票：実務経験証明書の証明欄について	22
(2) 旧受検資格において電気工事施工管理に関する実務経験として認められないもの	19	4. 新規受検申請者の記入例(旧受検資格)	23
(3) 実務経験年数を計算するときの基準日について	19	(1) A・B票の記入例	23
(4) 実務経験年数を計算するときの注意事項	20	(2) C票の記入例	25
		5. 再受検申請者の記入例	27

C. 新受検資格について

1. 対象となる実務経験	28	(3) 記入必須項目について	35
(1) 対象工事の種類	28	(4) 複数工事をまとめて記載できる場合	35
(2) 実務経験の内容	29	(5) 複数工事をまとめる場合の記載要領	35
(3) 「実務経験」として認められない業務・作業の例	30	(6) 証明書に添付が必要な書類	36
2. 実務経験期間の算出	30	(7) 証明書が提出できない場合の代理措置	36
3. 実務経験証明書(新受検資格)	34	4. 新規受検申請者の記入例(新受検資格)	37
(1) 実務経験の証明者	34	5. 工事の内容・コード表	41
(2) 証明者に関する注意	34		

D. その他の参考事項

1. 国外における実務経験	47	6. インボイス対応について	50
2. 国外における学歴を有する者の受検申請	47	7. 紛らわしい名称を用いた業者について	50
3. 身体障がい者等を対象とした受検に際しての特別措置について	49	8. 自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について	51
4. 検定区分に関するご注意	49	9. 一般財団法人建設業振興基金の個人情報保護方針	51
5. 住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き	50	10. その他の問い合わせについて	52
住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届			56

同封されている受検願書は、【第一次・第二次検定（同時申請）】専用です。
申請後に、「第一次検定のみ」や「第二次検定のみ」へ変更することは一切できません。

A. 共通事項

令和6年度2級電気工事施工管理技術検定 実施日程 第一次・第二次検定

申請受付期間：

令和6年7月10日(水)～7月24日(水) 消印有効

※インターネットによる再受検申請のみ6月26日(水)から受付ます。

～受検申請にあたっては、建設業法に定める受検資格を満たしていることが必要です～
受検資格についてはP2～6をご参照ください。

受検票発送	11月5日(火)	P11参照
-------	----------	-------

試験日	11月24日(日)	P11参照
-----	-----------	-------

第一次・第二次検定の受検申請を同時に行った方は、
第一次検定を欠席した場合、第二次検定を受検することはできません。

第一次検定 合格発表	令和7年1月10日(金)	P15参照
---------------	--------------	-------

第二次検定 合格発表	令和7年2月7日(金)	P15参照
---------------	-------------	-------

合格者の方は、国土交通省へ交付申請を行うことで、

第一次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士補

第二次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士

の合格証明書が国土交通大臣より交付されます。

交付申請の詳細につきましては、各合格発表日に発送する合格通知書にてご確認ください。

1. 受検資格の改正

令和6年度から施工管理技術検定の受検資格が大きく改正されました。

ただし経過措置として、新しい受検資格(以下、「新受検資格」)を満たしていない方であっても、今までの受検資格(以下、「旧受検資格」)を満たすことができれば、令和10年度まではひきつづき第二次検定の受検申請を行うことができます。

また、旧受検資格により令和6年度から10年度までの間に受検申請を行い、有効な第二次検定受検票の交付^(※)を受けた方は、令和11年度以降もひきつづき再受検者として第二次検定を受検することができます。

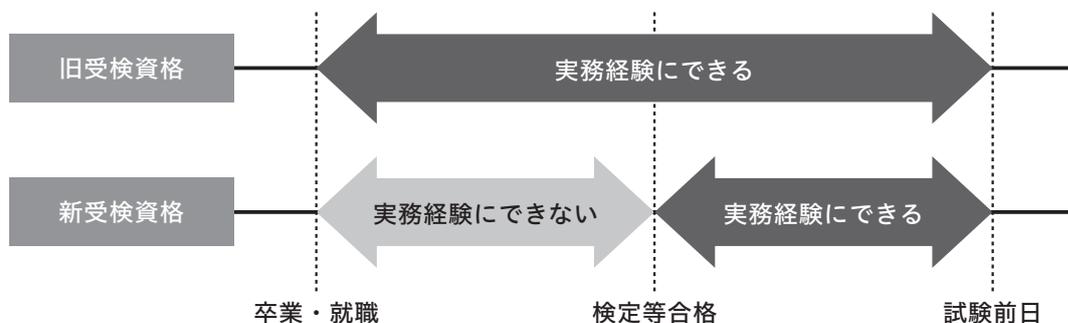
※「第一次検定・第二次検定」を同時に受検申請した方のうち、「第一次検定不合格」および、「第二次検定受検を辞退(棄権含む)された」方については、当該第二次検定の受検票は無効です。

新旧受検資格の主な違い

●実務経験の数え方

旧受検資格では、**学校を卒業した後の経験すべて**を実務経験とすることができます。

一方、新受検資格は申請者によっては旧受検資格より短い経験で受検できるものの、**受検資格に必要な検定等に合格した後の経験のみ**を実務経験に数えることができます。



新受検資格に必要な検定等

- ・ 2級電気工事施工管理技術検定 第一次検定合格
- ・ 1級電気工事施工管理技術検定 第一次検定合格
- ・ 電気工事士試験 合格または免状交付(第一種・第二種)
- ・ 電気主任技術者検定 合格または免状交付(第一種・第二種・第三種)

※令和2年度以前に実施していた学科試験の合格では、上記の前提要件を満たしません。

2. 受検資格と必要書類(第一次・第二次検定同時申請の場合)

(1) 第一次検定

試験実施年度に満17歳以上となる者(令和6年度の場合、生年月日が平成20年4月1日以前の方)
 第一次検定のみ受検を希望される場合は、本申請書を利用した申請はできません。本財団WEBサイト
 (<https://www.fcip-shiken.jp/den2/index.html>) からご申請ください。
 ※インターネット環境がない方は、必ず7月24日(水)までに電話にてお問合せください。

(2) 第二次検定

●旧受検資格

旧受検資格によって第二次検定の受検申請をするには、次のi・iiを同時に満たす必要があります。

i. 前提資格(①～③のいずれか)

①第一次・第二次検定へ同時に受検申請を行う(この場合、一次不合格となると二次は採点されません。)	②③は第一次検定受検不要であり、この願書では受検申請できません。
②2級電気工事施工管理技術検定第一次検定に合格している(注1)	
③技術士の第二次試験に合格している(注2)	

ii. 実務経験

■旧受検資格の要件と第一次・第二次検定同時申請における提出書類

受検区分	学歴・資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数(注4)		受検区分に応じて提出する書類	共通提出書類
		指定学科(注3)	指定学科以外		
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後1年以上 の実務経験を有する者	卒業後1年6ヶ月以上 の実務経験を有する者	卒業証明書(原本) (卒業式でもらう卒業証書は絶対に添付しないでください) 詳細はP8～9を参照してください。 高度専門士、専門士の場合には、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください(高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です)。 【詳細は卒業校にご確認ください。】	①受検申請書(A・B票) ・記入例P23～24を参照してください。 ②実務経験証明書(C票) ・旧受検資格で受検される場合、新受検資格用実務経験証明書は絶対に添付しないでください。 ・受検資格を満たすために実務経験年数の証明が必要な方は、すべて正しく作成してください。 ・P18～22、記入例P25～26を確認してください。C票は、受検資格の有無を判断するための最も重要な書類です。適正に作成してください。 ③住民票(原本)または住民票コードの記入 ・マイナンバーは絶対に記入しないでください。 ・詳細はP8を確認してください。 ④証明写真 ・A票に貼付してください。 ・4.5cm×3.5cm、撮影6ヶ月以内のもの ・詳細はP10、記入例P24、27を確認してください。 ⑤受検手数料(¥13,200)の振替払込受付証明書 ・必ず同封の指定用紙を使用のうえ、受検申請者名で払込み、貼付台紙A欄にのりつけしてください。 ・ATMやネットからは振り込まないでください。
	短期大学・高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後2年以上 の実務経験を有する者	卒業後3年以上 の実務経験を有する者		
	高等学校・中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後3年以上 の実務経験を有する者	卒業後4年6ヶ月以上 の実務経験を有する者		
	その他(最終学歴問わず)	通算8年以上 の実務経験を有する者			
ロ	電気事業法による第一種、第二種または第三種 電気主任技術者免状の交付を受けた者	通算1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数です。)		電気主任技術者免状のコピー	
ハ	電気工事士法による第一種電気工事士 免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません。		第一種電気工事士免状のコピー 以下の書類は不可 × 第一種電気工事士試験合格証書 × 第一種電気工事士講習修了証 × 高圧電気工事技術者試験合格証書	
ニ	電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者 (旧電気工事士も含む)	通算1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数です。)		第二種電気工事士免状のコピー	
再受検	平成15年度以降に、旧受検資格により 同一検定種目・級を受検したことがあること (ただし第一次のみには再受検制度なし)	前回受検時の 実務経験証明書により審査します		前回受検時の受検票等のコピー ・貼付台紙のB欄に貼付してください。 ・詳細はP7～8ならびに貼付台紙の記載を参照してください。	上記について、再受検の場合は ①受検申請書(A・B票) ④証明写真 ⑤受検手数料の振替払込受付証明書 を提出いただければ結構です。

注1 学科試験合格者(令和2年度まで)も対象となりますが、下表の有効期間・申請回数にご確認ください。

学科試験合格年度	一次検定免除の要件
平成27年度以前	対象外(期限切れ)
平成28年度	受検年度末日から11年間、連続2回まで
平成29～令和2年度	受検年度初日から12年間、連続2回まで

注2 技術部門について電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るもの)を選択し合格したものに限りま。

注3 指定学科の詳細はP16～17をご参照ください。

注4 実務経験年数等について

- ・詳細は、P18～22をご覧ください。同記入例は、P25～26をご覧ください。
- ・受検資格上の内容を確認するために当方が指定する書類を、後日、追加提出していただく場合があります。
- ・夜間部(第二部)卒業者または通信制の学校の実務経験年数については、P8をご覧ください。

注5 その他

- ・大学院卒の方は、飛び入学者を含め大学卒業と見なします。学位授与機構より学士の学位を授与された方も、大学卒業と同等です。同様に、専門職大学前期課程修了者は短期大学卒業と同等、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校指定学科以外の卒業者と同等として扱います。
- ・職業能力開発促進法に規定される職業訓練等のうち国土交通省の認定を受けた訓練を修了した者は、受検資格を満たすための実務経験年数に職業訓練期間を算入することが可能です。詳細は本財団WEBページをご確認ください。
- ・国外の学歴、実務経験の取り扱いについては、P47～48をご覧ください。

●新受検資格

新受検資格によって第二次検定を受検するためには、以下の区分1～3いずれかの条件を満たす必要があります。(区分1・2は第二次検定からの受検となるため、この願書では受検申請できません)。

- 注1 実務経験年数等について
- ・詳細は、P28～36をご覧ください。同記入例は、P39～40をご覧ください。
 - ・受検資格上の内容を確認するために当方が指定する書類を、後日、追加提出していただく場合があります。
 - ・国外の実務経験の取り扱いについては、P47～48をご覧ください。

■新受検資格の要件と第二次検定受検申請における提出書類

受検区分	前提となる検定等	電気工事施工管理に関する実務経験年数 (注1)	受検区分に応じて提出する書類	共通提出書類
1	2級電気工事施工管理技術検定 第一次検定合格	合格後3年以上	以下いずれかのコピー： ・2級電気工事施工管理技術検定第一次検定合格通知 ・2級電気工事施工管理技術検定(第一次検定)合格証明書	①受検申請書(A・B票) ・記入例P37～38を参照してください。 ②新受検資格用実務経験証明書 ・新受検資格で受検される場合、C票は絶対に添付しないでください。 ・新受検資格用実務経験証明書は本願書には同封されていません。指定試験機関のWEBサイトからダウンロードしてください。 (https://www.fcip-shiken.jp/download/) ・受検資格を満たすために実務経験年数の証明が必要な方は、すべて正しく作成してください。 ・P28～36、記入例P39～40を確認してください。新受検資格用実務経験証明書は、受検資格の有無を判断するための最も重要な書類です。適正に作成してください。 ③住民票(原本)または住民票コードの記入 ・マイナンバーは絶対に記入しないでください。 ・詳細はP8を確認してください。
2	1級電気工事施工管理技術検定 第一次検定合格	合格後1年以上	以下いずれかのコピー： ・1級電気工事施工管理技術検定第一次検定合格通知 ・1級電気工事施工管理技術検定(第一次検定)合格証明書	④証明写真 ・A票に貼付してください。 ・4.5cm×3.5cm、撮影6ヶ月以内のもの ・詳細はP10、記入例P38を確認してください。 ⑤受検手数料(¥13,200)の振替払込受付証明書 ・必ず同封の指定用紙を使用のうえ、受検申請者名で払込み、貼付台紙A欄にのりづけしてください。 ・ATMやネットからは振り込まないでください。
3	電気工事士試験 または 電気主任技術者試験の合格または免状交付 ならびに 2級電気工事施工管理技術検定 第一次検定 または 1級電気工事施工管理技術検定 第一次検定 合格 ※第一次・第二次検定同時に受検申請をする場合、第一次検定に不合格となると、第二次検定は採点されません。	電気工事士または電気主任技術者の試験合格または免状交付後1年以上	以下いずれかのコピー： ・電気工事士 試験結果通知書 ・ // 免状 ・電気主任技術者 試験結果通知書 ・ // 免状 ※電気工事士の場合 第一種または第二種 電気主任技術者は 第一種、第二種または第三種のいずれかが対象 ※提出書類記載日付から実務経験を起算しますので、なるべく結果通知書を活用ください。	
再受検	令和6年度以降に、新受検資格により同一検定種目・級を受検したことがあること (令和6年度は該当者なし)	前回受検時の実務経験証明書により審査します	前回受検時の受検票等のコピー ・貼付台紙のB欄に貼付してください ・前回受検内容では第一次検定の免除要件を満たしていると証明できない場合は、C欄にその証明も貼付してください。 ・詳細はP7～8ならびに貼付台紙の記載を参照してください。	上記について、再受検の場合は ①受検申請書(A・B票) ④証明写真 ⑤受検手数料の振替払込受付証明書を提出いただければ結構です。

3. 受検申請(第一次・第二次検定同時)

(1) 新規受検申請

本検定を初めて受検される方は、P 3～6の受検資格いずれかを充足できるか確認してください。問題なく充足できる場合、必要書類を取得・作成し、一式を願書に同封されている申請用封筒に入れ、申請期間内に簡易書留で送付してください。

なお、新規受検の場合、実務経験証明が必須となるため、インターネットによる申請はできません。

(2) 再受検申請

対象者は、実務経験証明書の作成、住民票、卒業証明書、資格証明書の添付を省略して受検申請を行うことができます。書面申請かインターネット申請のどちらかで手続きを行ってください。

www.fcip-shiken.jp/den2/

※インターネットで再受検申請を行うと、申請前に対象か否か自動判定されます。
対象でない方が書面申請し、申請無効となる事例が増えていきますので、ぜひご活用ください。

再受検申請の対象者：

平成15年度以降に2級電気工事施工管理技術検定を受検したことがあり、以下の①～⑤のいずれかに該当すれば、再受検申請を行うことができます。

①	2級電気工事施工管理技術検定の 第一次・第二次検定を同時に受検申請され、 第一次検定に不合格となったまたは欠席した方	→	第一次・第二次検定 の再受検申請が可能
②	2級電気工事施工管理技術検定の 第一次・第二次検定を同時に受検申請され、 第一次検定のみ合格された方(技士補)	→	第二次検定 の再受検申請が可能 ※2
③	2級電気工事施工管理技術検定の 第二次検定へ受検申請され、不合格となったまたは欠席した方 (旧学科試験合格による免除要件を満たす方を含む(※1参照))	→	第二次検定 の再受検申請が可能 ※2
④	2級電気工事施工管理技術検定の 第二次検定へ受検申請され、不合格となったまたは欠席した方 (旧学科試験合格による免除要件が失効した方)	→	第一次・第二次検定 の再受検申請が可能
⑤	2級電気工事施工管理技術検定の第一次・第二次検定を同時に受検 申請されて第一次検定に不合格となった、欠席した、または旧学科 合格による免除要件が失効したが、別の機会に ・2級第一次検定のみを受検し合格された方 ・1級第一次検定のみを受検し合格された方(※3) ・技術士の第二次試験(技術部門条件あり)に合格された方 (実務経験証明と第二次検定受検資格の証明に、複数の受検履歴・ 資格等の組み合わせが必要になる方)	→	第二次検定 の再受検申請が可能 ※2 ※⑤のみインターネットによる 再受検申請ができません

※1 第一次検定は旧学科試験、第二次検定は旧実地試験に読み替えることができます。ただし、旧学科試験の合格による一次免除には有効期限・回数があります(P 4 注1 参照)ので、失効にはご注意ください。

※2 第二次検定の再受検申請は、本手引に同梱された申請書は使えません。インターネットから申請いただくか、【第二次検定のみ】受検申請専用願書をご利用ください。

※3 1級第一次検定合格により第二次検定から受検できるのは、新受検資格による受検申請者に限ります。

なお、次の受検履歴は再受検の対象になりません。

- ・ 今回の受検申請と、級(「2級」)、受検種目(「電気工事」)が完全一致していない履歴
- ・ 第一次検定のみ(旧学科試験のみ)の受検申請を行った履歴
- ・ 平成15年度において前年度学科試験合格者として実地試験の受検申請をした履歴
- ・ 受検申請後に辞退届を提出した履歴
- ・ 建設業法施行令の規定に基づき、合格の取り消しまたは受検禁止の措置を受けた履歴

(3) 申請受付期間

令和6年7月10日(水)～7月24日(水) 消印有効

※ 再受検者のインターネット申請に限り、6月26日(水)から受付します。

(4) 郵送時の注意

- ・ 申請書類一式を指定の申請用封筒に入れ「簡易書留郵便」で郵送してください。
- ・ 締切日の消印有効です。それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。
- ・ 申請書類の直接持参ならびに二人以上の同封郵送は固くお断りいたします。
- ・ 申請書類に不備があった場合には受検できなくなりますので、必ず受検申請者自身が記入・確認したうえで郵送してください。
- ・ 添付書類等を入れ忘れた場合は、別便で送付しないで本財団にお問合せください。
- ・ 提出書類は返却いたしません。

(5) 個別の必要書類等について

① 住民票コードまたは住民票(原本)

- ・ マイナンバーが記載された住民票は絶対に送付しないでください。
- ・ 住民票コード(11桁の数字、12桁のマイナンバーではありません)をA票の所定欄に記入すれば、住民票の提出は不要です。本財団に照会いただいても回答できませんので、不明な場合は市役所等で確認してください。
- ・ 住民票を提出される場合、記載された内容に変更がなければ発行年月日は問いません。ただし、コピーの提出は認めません。

② 卒業証明書(原本)

- ・ 卒業証書は絶対に送付しないでください。卒業証明書とは、卒業式で授与されるものではなく、卒業した学校に申請し都度発行してもらう書類です。必ず原本を添付してください。
- ・ 卒業証明書の発行日は問いません。
- ・ 卒業証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。
- ・ 卒業された学科について指定学科表(P16～17参照)中で「(※履修条件有り)」と付記されている場合、卒業証明書に加えて履修条件を満たしていることがわかる成績証明書または履修証明書も提出してください。
- ・ 通算8年以上の実務経験が証明できる場合は、卒業証明書の添付を省略できます。

(通信制・定時制・夜間部(第二部)等卒)

- ・ 受検資格上の最終学歴を卒業する前に積まれた経験は、実務経験年数に算入できません。学校在学中や入学前の実務を実務経験年数に加算したい場合は、実務経験を積む前に卒業済である学校等を受検資格上の最終学歴としてください。

例：高校を卒業して就職、大学(夜間部)に通われた方で、大学在学中の経験を実務経験として記載する場合は高等学校を、高校(定時制)の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とする。

(高等学校等卒)

- ・ 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。合格証明書(原本)を添付してください。

(専門学校卒)

- ・高度専門士・専門士の称号を授与されたが卒業証明書にその旨の記載がない場合には、卒業証明書に加えて称号が付与されていることが確認できる書類も提出してください。

(大学等卒)

- ・大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された方は、学位授与証明書(原本)を添付してください。指定学科に該当するかは、記載専攻区分により以下の通り取り扱います。
指定学科卒 : 機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学の専攻
指定学科以外卒: 上記以外の専攻、専攻無記載
- ・P16の指定学科【表3】に記載されている「高等専門学校(専攻科)」修了の方は、高等専門学校の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方の提出が必要となります。

(大学院卒)

- ・大学院の修了は、本検定の受検資格に含まれません。そのひとつ前の学歴により受検資格を判断しますので、大学の卒業証明書を添付してください。
- ・飛び入学により大学院へ進学した方は、以下にあげるa、bのいずれかの書類を添付してください。
a 大学が発行する飛び入学であることの証明書
b 大学の退学証明書 および 大学院の入学証明書
なお、大学在籍時の学部学科が履修条件有りの指定学科であるとき、又は指定学科であって、上記a、bの書類に学部学科の記載が無いときは、大学の成績証明書も必要となります。

(海外・その他の学校を卒業された方)

- ・国外の学校を卒業された場合、そのままでは本検定の受検資格にはなりません。詳細はP47~48をご参照ください。

③資格者証のコピー

- ・コピーの提出で結構です。原本は大切に保管してください。

④受検手数料の振替払込受付証明書(日付印必須、コピー不可)

この願書を利用して、第一次・第二次検定同時申請をされる場合、受検手数料合計

13,200円(消費税非課税)

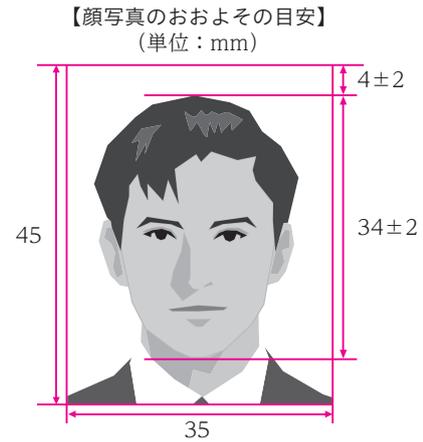
を一括して納付いただきます。

- ・受検手数料は、必ず同封の振替払込用紙を使用し、受検申請者名を明記した上で郵便局にて払い込みをしてください。振替払込受付証明書(お客さま用)は貼付台紙の所定欄に全面的りづけしてください。郵便局の「日付印」が無いもの及びコピーは支払った証明にならず無効です。
- ・会社でまとめて払い込む場合にも、払込取扱票、振替払込受付証明書には、受検者氏名を必ず記載してください。
- ・振替払込請求書兼受領証は控え、ならびに適格請求書として利用可能です。再発行はできませんので、必ず受検申請者本人が保管してください。
- ・ATM(現金自動預払機)を利用して払い込んでしまった場合はご利用明細票しか出ませんが、原本は必ず貼付台紙に全面糊付けしてください。この場合、手元に支払った証明が残りませんので、必ずコピーを取って控えを保存するようにしてください。
- ・インターネット等による振込は控えが出ませんので、利用しないでください。
- ・貼付忘れ等により払い込み事実が確認できず、控えの提示もできない場合、再度受検手数料をお支払いいただきます。
- ・受検手数料は原則として返金いたしません。受検資格が認められなかった方、予定変更により実務経験が不足することになり試験前までにその旨申し出られた方、試験日の1ヶ月前までに辞退届(振替払込請求書兼受領証を添付)を提出した方については、返金にかかる手数料を差し引いた金額を郵便為替にて返還します。

⑤証明写真

申請時に提出した写真が技術検定合格証明書に印刷されますので本人確認のしやすい鮮明な写真を提出してください。あとから写真を変更することはできません。

- ・パスポートサイズ(縦4.5cm ×横3.5cm)
 - ・6ヶ月以内に撮影
 - ・カラー、フチなし、無背景、脱帽、アクセサリ等は外したもの
 - ・顔の寸法は頭頂からあごまで $3.4\text{cm} \pm 0.2\text{cm}$
 - ・証明写真機等で撮影した、明るさやコントラストが適切で鮮明な証明写真[自前のデジタルカメラ撮影やスナップ写真は一切不可。フラッシュ等の影や眼鏡の反射に注意]
- ※当方にて支障ありと判定した場合、規定の証明写真を再提出していただきます。不備が解消しない場合、受検できなくなります。



⑥過去受検票・不合格通知

- ・再受検申請をされる場合、コピーを貼付台紙の所定欄に貼付してください。
- ・第一次検定は実務経験証明書を作成しなくとも受検することができます。そのため、第一次検定のみ受検票・不合格通知は再受検申請には使えません。
- ・再受検対象でない方が再受検申請を行った結果、当該年度に受検できなくなる事例が増えています。インターネットから再受検申請を行うと、過去受検票または不合格通知の添付を省略できるだけでなく、申請時に対象か否か自動判定されますので、ご活用ください。過去受検番号等が不明な場合はお問い合わせください(本人確認をしたうえで回答します)。

4. 試験の流れ・内容

(1) 受検票の送付

受検票は、令和6年11月5日(火)に本財団から発送する予定です。

- ・11月11日(月)を過ぎても届かない場合は、11月14日(木)までに本財団にご連絡ください。試験終了後に問い合わせても、受検は欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- ・受検票を受け取ったら、試験日時、試験会場及び受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。紛失した場合は、事前に本財団までご連絡ください。再発行してお送りします。
- ・受検票は、試験終了後も大切に保管してください。

(2) 試験日時

- ・試験日 令和6年11月24日(日)
- ・試験の時間割

第一次検定	
入室時刻	9:45まで
検定問題配付説明	10:00~10:15
第一次検定試験時間	10:15~12:45
昼休み	12:45~13:45
第二次検定	
入室時刻	13:45まで
検定問題配付説明	14:00~14:15
第二次検定試験時間	14:15~16:15

- 注1 受検票等忘失者は会場受付にて再発行手続きをおこなってください。9:15より受け付けます。
- 注2 入室時刻までに自分の座席に着席してください。
- 注3 大規模災害等が発生した場合、試験を中止、または試験時間の繰り下げ等を行う場合があります。(情報は逐次WEBサイトにてお知らせします。)

※第一次・第二次検定同時受検を申請され第一次検定を欠席した方は、第二次検定を受検することはできません。

(3) 試験地

札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

- ・試験会場は、受検票にてお知らせいたします。事前に照会いただいても回答できません。
- ・試験会場確保の都合上、やむを得ず近郊の府県等で実施する場合がありますのでご了承ください。
- ・試験会場の確保状況は試験毎に異なります。前年と同じ会場となるとは限りません。
- ・受検地等の変更が必要となった場合は、P50を参照して、最終ページの申請書により手続きをしてください。(受検地変更届は試験日の14日前(必着)までに提出してください。)
なお、受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合は、変更をお受けできませんのであらかじめご了承ください。
- ・同一試験地内の試験会場変更依頼については一切対応いたしません。

(4) 試験の内容

- ・ 建設業法施行令において「電気工事施工管理技術検定」の対象となる技術は、「電気工事の実施にあたり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術」です。
- ・ 施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は以下の表のとおりです。なお、法令等は令和6年1月1日に有効なものとしします。
- ・ 検定問題の内容についての問合せには、一切お答えできません。

検定区分	検定科目	検定基準	知識能力	解答形式
第一次 検定	電気 工学等	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気設備に関する概略の知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。	知識	四肢択一 (マークシート)
	施工 管理法	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。	知識	
			2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	能力
	法規	建築工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	知識	四肢択一 (マークシート)

検定区分	検定科目	検定基準	知識能力	解答形式
第二次 検定	施工 管理法	1 主任技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	知識	四肢択一 (マークシート)
		2 主任技術者として、設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	能力	記述

※検定問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

5. 受検の心得

受検に必要なものをよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。

試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

- ①受検票
- ②HBで黒の鉛筆またはシャープペンシル
※マークシート方式の設問では、ボールペン・サインペン・色鉛筆等でマークした場合採点されません。
- ③消しゴム

《任意なもの》

- ①時計(机の上に置いてよい時計は、通信・計算・辞書機能のついていない小型のもののみ)
※試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確である場合があります。
- ②眼鏡等
※補聴器や拡大鏡(眼鏡型ルーペは除く)等を使用する場合には、あらかじめ「受検時特別対応申請書」の提出が必要となります。(P49『身体障がい者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照)
- ③弁当等(会場周辺で昼食を調達できない場合があります)

(2) 試験会場における注意

- ①試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。(受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。なお、手続きの際には、写真の貼付してある身分証明書(運転免許証等)を提示してください。)
- ②試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具(鉛筆・シャープペンシル・消しゴム)、時計のみです。これ以外のもの(筆箱、飲み物など)は、机の上に置かないでください。
- ③試験会場内では、試験監督者・係員等の指示に従ってください。
- ④試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。
- ⑤試験会場内は、原則として全面禁煙です。
- ⑥自動車・バイク等での来場はお断りします。(試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。) 駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。
- ⑦問題用紙は、希望者のうち午前・午後それぞれの試験終了時まで在席した者に限り持ち帰ることができます。
- ⑧温度調整のきく服装でご来場ください。
- ⑨通常の生活騒音(交通・天候・空調・咳・くしゃみ等)が発生した場合でも原則として特別な措置は行いません。

(3) 試験中の禁止行為

- ①受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。
 - ②試験に関係する内容が記載された書籍、印刷物、メモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わることをすること(これらと紛らわしい行為を行うことを含む)。
 - ③通信、記録、計算、辞書等の機能がついた電子機器等(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチ等)を使用すること(これらと紛らわしい行為を行うことを含む)。
 - ④他の受検者の答案をのぞき見ること(これらと紛らわしい行為を行うことを含む)。
 - ⑤他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けをすること(これらと紛らわしい行為を行うことを含む)。
 - ⑥他の受検者の解答の妨げになること。
 - ⑦試験場において試験監督者・係員等の指示に従わないこと。
 - ⑧受検票、座席票にメモをとること。
 - ⑨試験中に飲食すること(健康上の理由等で事前に許可を得た場合を除く)。
- ※上記(3)の行為を行った場合、退室を命じ失格となる場合があります。

また、以下のような措置が取られる可能性があります。

- ・建設業法に基づく最長3年間の受検禁止の処分
- ・刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴

6. 検定問題等の公表

検定問題と正答肢番号については、以下の通り公表します。

公表期間：試験日の翌営業日午前9時から1年間

公表方法：本財団WEBサイトに掲載

公表範囲：第一次検定は検定問題と正答肢番号

第二次検定は検定問題と四肢択一の設問の正答肢番号

なお、解答形式が記述の設問は正答を公表いたしません。

※検定問題の内容についての問合せには、一切お答えできません。

7. 合格発表

第一次検定、第二次検定それぞれの合格発表日に、本人宛に合否通知を郵便で送付いたします。また、本財団WEBサイトでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。全地区の合格者の受検番号を閲覧することもできます。

なお、検定の正答内容について、模範解答を配布したり、採点結果と称して得点等を通知したりする業者がありますが、それぞれの業者が独自に行っているものであり、本財団とは全く関係がありません。

また、試験結果、合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

第一次検定合格発表日

令和7年1月10日(金)

- ①合否通知が未着の場合は、令和7年1月17日(金)以降に本財団へお申し出ください。
- ②未着による合否通知の再発行は、第一次検定合格発表日から1ヶ月間に限り対応いたします。
- ③第一次検定を欠席した方へは、通知は送付いたしません。

第二次検定合格発表日

令和7年2月7日(金)

- ①合否通知が未着の場合は、令和7年2月14日(金)以降に本財団へお申し出ください。
- ②未着による合否通知の再発行は、第二次検定合格発表日から1か月間に限り対応いたします。
- ③第二次検定の合否通知送付の対象となるのは、第一次検定に合格し、かつ、第二次検定を受検した方です。
第二次検定を欠席した方や、第二次検定を受検していても第一次検定が不合格となった方へは、通知は送付いたしません。

合格証明書の交付申請について

合格者の方は、国土交通省へ交付申請を行うことで、

第一次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士補

第二次検定合格者 → 2級電気工事施工管理技士

の合格証明書が国土交通大臣より交付されます。

交付申請の詳細については、合格通知書にてご確認ください。

8. 合格基準について

2級第一次検定及び第二次検定の別に応じて、満点に対する得点の比率が次の基準に合致する者を合格としますが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

- ・第一次検定 60%以上
- ・第二次検定 60%以上

9. 個人成績の通知について

不合格者に対しては、不合格通知書にて成績を通知します。

成績の通知は、第一次検定及び第二次検定の別に応じて以下のとおり行います。なお、通知する成績については、全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知いたしません。

- ・第一次検定 ○○問 正解
- ・第二次検定【評定】 A：合格基準以上
B：得点が40%以上合格基準未満
C：得点が40%未満

※通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

※2級は、第一次検定及び第二次検定を同日に実施するため、第一次検定の不合格者については、第二次検定の採点は行われません。

B. 旧受検資格について

1. 学歴等の要件について

(1) 指定学科

ご自身の学歴が指定学科に該当するかは、以下の表1～表7より確認してください。

- ・指定学科の表中で「履修条件有り」の注記がある学科を卒業した方は、WEBサイトに記載されている履修条件を満たしていれば指定学科卒となります。(必要単位を履修していない場合、指定学科卒にはなりません。)
- ・「履修条件有り」の注記がある学科を卒業されている場合、必要単位を満たしているか確認しますので、卒業証明書と共に成績証明書または履修証明書を添付してください。

	対象	参照先
表1	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校 に共通して指定学科として認められた学科 専修学校(専門課程) において指定学科として認められた学科	次ページをご参照ください。
表2	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校 の指定学科として国土交通大臣から認定された学校別の学科	表2～7の最新情報は、
表3	高等専門学校専攻科、職業能力開発総合大学校等 のうち大学の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された学校別の学科	本財団WEBサイト https://www.fcip-shiken.jp/about/shitei.html
表4	高等学校専攻科、職業能力開発総合大学校等 のうち短期大学の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された学校別の学科	 TOP>関連情報>旧受検資格 における指定学科にてご確認ください。
表5	専修学校(専門課程)のうち 短期大学の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された学校別の学科	
表6	専修学校(高等課程)のうち 高等学校の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された学校別の学科	
表7	履修条件のある学校・学科	

- 注1 表1の指定学科は、全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、高等学校の卒業者に共通の指定学科です。
- 注2 専修学校(専門課程)の卒業者について、「高度専門士」は大学卒業同等、「専門士」は短期大学卒業同等として取り扱います。いずれにも該当しない場合は高等学校卒業同等として取り扱います。
- 注3 専修学校(高等課程)の卒業者には適用されません。該当する方は、【表6】をご確認ください。 <電気2級>

【表1】国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認められる学科

国土交通省令で定める学科	機械(工学)科 砂防学科 治山学科 都市工学科 緑地(学)科	建築(学)科 森林土木(学)科 電気(工学)科 土木(工学)科	鉱山土木学科 造園(学)科 電気通信(工)学科 農業土木(学)科
国土交通省令で定める学科 に準ずると認める学科	エネルギー機械工学科 開発工学科 海洋土木工学科 環境建設科 環境設計工学科 環境土木科 機械技術科 機械工作科 機械精密システム工学科 建設環境工学科 建設基礎工学科 建設システム(工学)科 建築設備工学科 航空宇宙(工)学科 構造工学科 資源開発工学科 自動車(工業)科 住居科 情報電子(工学)科 生活環境科学科 生産機械(工学)科 船舶海洋(システム)工学科 造園デザイン(工学)科 造園林学科 地域開発科学科 電気技術科 電気設備(工学)科 電気電子情報(工学)科 電子技術科 電子システム工学科 電子制御(機械)工学科 電波通信学科 都市システム(工学)科 土木建設工学科 農業開発科 農業工学科(※) 緑地園芸科 林業工学科	応用機械工学科 海洋開発(工学)科 環境開発科 環境(工学)科 環境造園科 環境緑地科 機械工学第二科 機械システム(工学)科 機械設計科 建設機械科 建設(工学)科 建築工学科 建築第二学科 航空宇宙システム工学科 交通機械(工)学科 システム工学科 社会開発工学科 住居デザイン科 森林工学科 制御工学科 精密機械(工学)科 船舶工学科 造園土木科 造形工学科 地質工学科 電気工学第二科 電気・電子(工学)科 電子応用工学科 電子(工学)科 電子情報(工学)科 電子通信(工)学科 電力科 土木海洋工学科 土木建築(工学)科 農業機械(学)科 農林工学科 緑地工学科 林業土木科	応用電子工学科 海洋工学科 環境計画学科 環境整備工学科 環境都市工学科 環境緑化科 機械航空工学科 機械情報(システム)工学科 機械電気(工学)科 建設技術科 建設工業科 建築システム科 建築土木科 航空(工学)科 産業機械(工学)科 自動車工学科 社会建設工学科 情報工学科 水工土木(工)学科 生産環境工学科 精密工学科 造園工学科 造園緑地科 造船科 通信工学科 電気情報(工学)科 電気電子システム工学科 電子機械(工学)科 電子工業科 電子情報システム(工学)科 電子電気工学科 動力機械工学科 土木環境工学科 土木地質科 農業技術学科 農林土木科 緑地土木科 林業緑地科
学科名に関係ないコース、 専攻等	機械(工学)コース 生産環境工学コース・講座・専修・専攻 農業工学コース・講座・専修・専攻 農業土木学コース・講座・専修・専攻		
(※) 但し、東京農工大学、島根大学、岡山大学及び宮崎大学以外については、農業機械学専攻・専修又はコースを除く。			

2. 実務経験の定義

(1) 旧受検資格における実務経験について

本検定において旧受検資格を満たす実務経験とは、日本国内または建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での工事のうち、

- ・受検しようとする検定種別【表Ⅰ】の対象となる電気工事において
- ・【表Ⅱ】いずれかの立場で

従事した施工に直接的に関わる技術上の職務経験を言います。

【表Ⅰ】

工事種別	主な工事内容(電気工事として実施された工事に限る)
構内電気設備工事	建築物・トンネル・ダム等における受変電設備工事、自家用発電設備工事、動力電源工事、計装工事、LAN工事、航空灯設備工事、避雷針工事 等
発電設備工事	発電設備工事、発電機の据付後の試運転・調整 等
変電設備工事	変電設備工事、変電設備の据付後の試運転・調整 等
送配電線工事	架空送電線工事、架線工事、地中送電線工事、電力ケーブル敷設・接続工事 等
引込線工事	引込線工事 等
照明設備工事	屋外照明設備工事、街路灯工事、道路照明工事 等
信号設備工事	交通信号工事、交通情報・制御・表示装置工事 等
電車線工事	(鉄道に伴う)変電所工事、発電機工事、き電線工事、電車線工事、鉄道信号・制御装置工事、鉄道用高圧線工事 等
ネオン装置工事	ネオン装置工事 等

※上記工事種別による増改設等の工事は実務経験と認められます。

【表Ⅱ】

従事した立場	説明
施工管理	工事請負者の従業員(派遣・出向等により一時的に請負者に所属する場合を含む)として請負工事の施工を管理した経験(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)
設計監理	工事監理業務等受託者の従業員として対象工事の工事監理を行った経験(設計及び監理業務の一括受注の場合、工事監理業務期間のみ)
施工監督 ※現場監督ではありません	工事発注者(施主)の従業員として発注工事の施工を指導・監督した経験(現場監督技術者等)

※職業能力開発促進法に規定される職業訓練のうち国土交通省の認定を受けた訓練を修了した者は、受検資格を満たすための実務経験年数に職業訓練期間を算入できます。認定されている職業訓練等の詳細は本財団WEBサイトをご確認ください。

(2) 旧受検資格において電気工事施工管理に関する実務経験として認められないもの

C 票実務経験証明書に次の①～②の内容が記載されている場合は、**受検資格を満たす実務経験とは認められません。**(結果、実務経験が不足した場合受検できません。一度提出した実務経験証明書の書換えや差し替えは一切認めません。)

①認められない電気工事の種類

工事の種類	内容
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル工事、コンピューター機器設置工事 その他弱電として実施した工事【ただし、信号設備工事・計装工事・LAN工事は電気工事の実務経験として認めます。】
機械器具設置工事	プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 等の工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、水道施設工事、浄水施設工事、排水処理施設工事、下水処理施設設備工事、ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 等の工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事 等の工事
熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
その他	建設業法の工事の種類として、以下に該当するもの： 建築一式工事、土木一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、清掃施設工事、解体工事

※ただし、上記工事であっても、電源設備工事部分は電気工事の実務経験として認められます。この場合、実務経験年数は電源設備工事の施工期間のみを計上してください。

②認められない業務

<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ・ 設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務 ・ 工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ・ 研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ・ 据付調整を含まない工場制作のみの工事、製造および修理 ・ 入社後の研修期間 ・ 人材派遣による建設業務(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし電気工事の施工管理業務は除く)

(3) 実務経験年数を計算するときの基準日について

- 実務経験年数は、令和6年7月31日現在で計算してください。
- 7月31日現在の実務経験年数では受検資格を満たすことができない場合に限り、8月以降、試験日の前日(11月23日)までに予定されている実務経験を記入してください。
- 予定されている実務経験を算入するときの注意
 - ・ 8月1日以降の実務経験は、受検申請の時点で契約または特定できる工事に限ります。
 - ・ 受検申請後、予定されている実務経験が変更となり受検資格を満たせなくなった場合には、電話等で試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。
 - ・ 受検資格を満たせなかったにもかかわらず自己申告を行わずに受検した場合、法令の定めにより**合格取り消しや受検禁止措置がとられることがあります。**
 - ・ 試験日前日までに修正の自己申告を行った場合、返還にかかる手数料を差し引きますが、受検手数料は返還いたします。

(4) 実務経験年数を計算するときの注意事項

複数の種目の技術検定を受検する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しております。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受検申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受検の手引」の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の内容確認に当たっては、受検者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いします。

【特に注意が必要なケース】

① 同じ検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇〇ビル電気設備改修工事(電気工事)											
					▲▲▲マンション新築電気設備工事(電気工事)						

この例のように、複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、電気工事の実務経験を14カ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				

この例のように、異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数など)に応じて按分してください。

(例) 上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

< 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 >

となります。

注：電気工事施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

電気工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

(3) **C**票：実務経験証明書の証明欄について

①証明について

「電気工事施工管理に関する実務経験」欄を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先の代表者に証明いただくものです。証明がない場合は、受検できません。

実務経験の証明者の方は、受検申請者の実務経験の内容、期間、年数の計算、他の種目・種別との重複が無い等、**C**票裏面にある『実務経験証明にあたってのチェックリスト』により記載内容を確認してください。実務経験証明書が適正な内容であることを確認し、証明を行ってください。

証明者の方は、**C**票の証明者欄に

- ・会社または事業所名
- ・所在地
- ・役職名
- ・氏名

を記載してください。

試験実施機関および国土交通省は、実務経験証明書に記載されている内容については、受検申請者の勤務先代表者によって、事実に相違なきことが証明されたものとして取り扱います。

また、実務経験証明書の内容について疑義が生じた場合は、試験実施機関または国土交通省から証明者（またはその代理たる立場の方）に対して内容を照会させていただく場合があります。

注意事項

実務経験証明書の内容が事実と異なっていることが判明した場合は、受検申請者に対して、建設業法の規定に基づく合格取り消しや一定期間の受検禁止などの処分が行われることがあります。また、事実と異なる実務経験の証明を行ったり、本来は受検資格を満たしていない合格者を技術者として配置した場合等は、会社に対して、建設業法の規定に基づく処分が行われることがあります。証明者の方は、実務経験証明書の内容について慎重に確認を行ってください。

②証明者について

- 注 1** 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。
- 注 2** 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

・民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方（副社長、専務取締役、人事部長等）も認められます。派遣会社に所属されている方は派遣元、出向中の方は出向元からの証明が必要です。

・公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

・受検申請者自身が代表者（経営者）である場合（以下に記載の確認書類の提出が必要です。）

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名（ご本人のお名前）を記入してください。証明者との関係欄には、「本人」と記入してください。受検申請者自身が代表者であることの確認資料として、会社の名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」（代表の氏名および工事名等が確認できるページ）のコピー、または「確定申告書B」（屋号または事業収入の確認ができる書類）のコピーを添付してください。

※証明印の押印について

令和3年度受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

(2) C票の記入例

C票は、本技術検定の受検申請で一番重要な書類です。受検資格に必要な実務経験年数及び実務経験内容の記載及び証明がなければ受検できません。

- 1. 記入は受検申請者本人が行ってください。
2. 記入は黒のボールペンを使用し、字を崩さず...
3. 実務経験年数はまず令和6年7月31日現在で記入し、それで不足する場合にのみ予定の実務欄をお書きください。
4. 実務経験年数は、直近の経験から受検資格を満たす年数で記載し、証明してください。
5. 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消してください。
6. 申請完了後は、実務経験証明書と経験内容の訂正は原則としてできません。
7. 受検申請者が申請内容を偽り、不正な方法により受検したとき...
8. 申請内容について、改めて確認する場合があります。
9. 申請書は切り離さないでください。

C票記入例

C票

本票は旧受検資格による申請専用です。新受検資格で受検される場合は絶対に本票は提出しないでください。申請無効となります。

令和6年度2級電気工事施工管理技術検定旧受検資格用実務経験証明書

受検申請者の下記の実務経験内容は、裏面チェックリストにより適正に記載されていることを確認し、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣指定試験機関
一般財団法人建設業振興基金 理事長 殿

証明日 令和 6年 7月 11日

①会社又は事業所名、②所在地、③証明者役職名、④証明者氏名、すべての記載が必要です。
会社または事業所名 ○○電設工業株式会社
所在地 東京都○○区○○町5-6第1ビル3F
役職名 代表取締役
氏名 神谷 三郎

受検者
氏名 電気 太郎
生年月日 昭和 12年 12月 4日 本籍 熊本県
証明者との関係 社長と社員
現住所 〒000-0000 神奈川県 〇〇市〇〇区〇町1-2-34 〇〇ハイツ205

Table with columns: 勤務先名称・所在地, 所属部署, 在籍期間中の受検種目に関する実務経験の内容, 在籍期間中の受検種目に関する実務経験年数. Includes rows for 電気太郎's work history and a summary row for total experience up to July 2024.

現在勤務している会社の事業主による証明が必要です。過去の会社の経験も含めて、現在の勤務先の証明で結構です。受検申請者自身が代表者の場合も必ずC票を作成した上で、自分で証明し、証明者との関係欄には「本人」と記入してください。

電気工事を施工管理等した期間のみの合計を記入してください。

aには、電気工事施工管理に関するあなたの経験のうち代表的な工事種別(業種)を記入してください。bには、aで記入した工事種別のうちあなたの担当した代表的な工事内容を記入してください。cには、あなたの工事現場での従事した立場を記入してください。

工事種別、工事内容、従事した立場は、下表を参考に記入してください。

施工管理等した期間(①~④)の合計を記入してください。

注意
工事種別・工事内容・従事した立場は、下表から選択してください。(P18~19を必ず参照してください。)

注意事項 この証明事項に事実と相違がある場合は、合格及び受検実績が取り消される場合があります。事実と異なる実務経験証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法に基づき処分・告発の対象となり得ます。

Reference table for work types and roles. Columns: a 工事種別, b 工事内容, c 従事した立場. Lists various electrical work types and corresponding roles like construction management, design supervision, and construction supervision.

5. 再受検申請者の記入例

再受検申請者は  内のみ対応してください。その他の欄は記入不要です。

なお、再受検申請者は、B票ならびに実務経歴証明書(C票、新受検資格用とも)を作成する必要はありません。

- 記入は申請者本人が行ってください。
- 記入は黒のボールペンを使用し、字を崩さず、ていねいに書いてください。消せるボールペン、鉛筆などは、記載内容が消滅することがありますので、絶対に使用しないでください。
- 年齢は令和6年7月31日現在で記入してください。
-  欄は記入しないでください。
- 申請内容について、改めて確認する場合があります。
- 誤って記入した場合は、修正液できれいに修正してから訂正事項を記入してください。
- 申請書は切り離さないでください。

A票記入例

A 票		第一次・第二次検定同時申請専用	
令和6年度2級電気工事施工管理技術検定受検申請書			
新年度区分 <input type="radio"/> 再受検 <input checked="" type="radio"/> 令和6年7月11日 標記の検定について、関係書類を添付して受検申請を行います。			
※左記からいずれか1つを選んで○をしてください。再受検できるのは、過去同一の検定種目・級を受け直す方のみです。 ※条件を充足していない方が再受検を選択すると申請無効となりますので、受検の手引をよく読んでご対応ください。			
過去受検年度	H (R) 4年度	過去受検番号	3 0 0 0 0 0 0 0
過去試験区分	(一次/学科のみは再受検対象外)	一次	二次
履歴票			
フリガナ	デンキ	タロウ	受検希望地
氏名	電気	太郎	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬
フリガナ			札幌 仙台 東京 新潟 名古屋 大阪 広島 高松 福岡 鹿児島 沖縄
性別	男	女	性別
生年月日	1990	02	04
本籍	熊本	都・道	本籍コード
住民票コード			43
フリガナ	神奈川県 〇〇市〇〇区		審査担当記入欄 (申請者は記入しないでください)
現住所	〇町1-2-34 〇〇ハイツ205		S 1 H 2 R 3
TEL[自宅]	045 (〇〇〇) × × × ×	TEL[携帯]	090 (〇〇〇〇) × × × ×
フリガナ	〇〇電設工業株式会社	本店工事部設備課	最終
勤務先名称	東京 〇〇区 〇〇町5-6		在学年数
勤務先所在地	第1ビル3F		S 1 H 2 R 3
TEL	03 (〇〇〇〇) × × × ×	FAX	03 (〇〇〇〇) × × × ×
勤務先種別コード	06		ひと
ご自身の勤務先に最も近いものを、下記01~11より選んで記入してください。			
受検票等送付先			
1 自宅 〒() 都・道 府・県			
2 勤務先			
3 その他			
受検票等送付先の番号を、下記1~3から選んで記入してください。送付先不明の場合はご自宅にお届けします。			
学歴			
最終学歴及びそのひとつ前の学歴	学校名(大学院は対象外)	学部名・学科名	在学期間
令和6年7月11日撮影 (※23.7)	写真		工事種別について
999999999		01	
No.		自分の業務内容(工事種別)に最も当てはまるものを、下記01~10より選んで記入してください。	
QRコード		01. 発電設備工事 04. 変電設備工事 07. 電車線工事 10. その他	
No.		02. 送配電線工事 05. 構内電気設備工事 08. 信号設備工事	
No.		03. 引込線工事 06. 照明設備工事 09. ネオン設置工事	

過去受検番号や試験区分等が分からない場合はお問い合わせください。

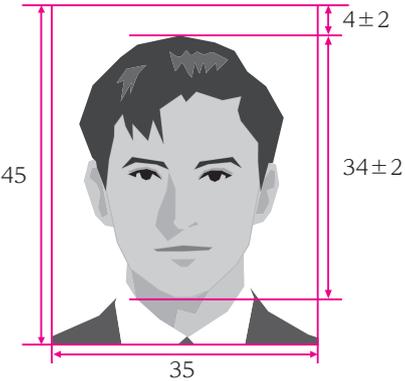
受検希望地は、指定された13試験地の中から希望する番号1つを○で囲んでください。
※封筒の記載と相違する場合は、申請書の記載を優先します。

氏名・生年月日・本籍は、住民票(戸籍)に記載されているとおりに記入してください。

現住所は、住民票の記載と異なっても構いません。郵便番号、アパート名、部屋番号、同居先名まで詳しく正確に記入し、必ず連絡先(携帯番号等)も記入してください。

勤務先はビル名・部署等まで詳しく記入してください。勤務先種別コードは、最もあてはまるものを選んで記入してください。

【顔写真のおおよその目安】(単位: mm)



書面申請者の提出写真に関する注意事項について

- 必ずパスポート申請用写真の規格に準拠した証明写真を貼付してください。
※証明写真機や写真店等で撮影・出力された、撮影6ヶ月以内のカラー写真であること。
※申請者本人のみが正面を向いて撮影され、右記寸法を満たすこと。
※無帽で輪郭・目が露出し、背景・影がないものであること。
- 年齢は、令和6年7月末日現在で記入してください。
- 写真の表面にセロテープ等を貼り付けないでください。
- 提出写真は受検票及び技術検定合格証明書に印刷されます。

共通事項

旧受検資格

新受検資格

C. 新受検資格について

1. 対象となる実務経験

(1) 対象工事の種類

電気工事施工管理における「実務経験」の対象となる工事は、建設業法に定められた建設工事の種類（以下工事種別という）のうち、以下左枠に記載がある工事種別です。

対象となる工事(1工事)	対象とならない工事(28工事)	
電気工事	土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事	ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事

※実務経験を有する建設工事の種類(工事種別)は次のとおり判断します。

①施工管理の経験を有する方：以下のいずれか

- ・ 所属先(派遣・出向等については派遣等先企業)の請け負った工事に含まれる所属先が許可を有する工事種別
- ・ 所属先が建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる場合には、建設業法第2条にかかる別表第一の上欄に掲げる工事の種類に相当する工事種別

(3)「実務経験」として認められない業務・作業の例

- ・ 工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務
- ・ 設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務
- ・ 据付調整を含まない工場製作のみの工事、製造及び修理
- ・ 工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など
- ・ 官公庁における行政及び行政指導、研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務
- ・ アルバイトによる作業員としての経験
- ・ 入社後の研修期間
- ・ 人材派遣による建設業務(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし電気工事の施工管理業務は除く)

2. 実務経験期間の算出

- ・ 原則として、実務経験証明書に必要事項が全て記載されている期間のみ実務経験に算入できます。
- ・ 実務経験期間に算入できるのは、原則として申請書記入日の属する月までです。ただし、申請書記入日において必要な期間が不足する場合は、第二次検定前日の属する月までの期間のうち実務経験として見込まれる期間を算入することができます。
※なお、見込として予定していた実務経験が積み重ならなかったため受検資格を有しないこととなった場合は、第二次検定の試験前日までに受検申請の取り下げを行う必要があります。
- ・ 他の種目の受検(制度改正前の受検を含む)において実務経験として申請した経験であっても、当該経験した工事の工事種別が、この手引に記載された条件を満たす場合は、当検定における実務経験として申請(同一時期の他工事種別の経験を別の検定種目の経験として申請したい場合は適宜按分(建設機械施工管理種目は除く))することができます。
- ・ 新受検資格の受検区分(P5～6)の
区分1で受検する場合、2級第一次検定合格発表日以降の経験
区分2で受検する場合、1級第一次検定合格発表日以降の経験
区分3で受検する場合、電気工事士または電気主任技術者の試験合格または免状交付日以降の経験のみが、実務経験として算入できます。
- ・ 期間の始期及び終期は月単位で切り上げることとし、当該月内にいずれかの該当業務があれば1ヶ月として算入可能です。ただし、複数の工事を同一月に担当した場合であっても算入できるのは1ヶ月分のみです。
- ・ 実務経験の算入については、実務経験の内容に該当する業務を行っていた期間であること、また、工事契約期間内である必要があります。
- ・ 実務経験算定の詳しい事例は、以降の(※1)～(※3)をご参照ください。

(※1) 工事ごとに証明書を作成する場合(主たる業務のみ)の実務経験算定例

実務経験として記載する期間における従事時間の比率が最も高い工事種別の業務(以下「主たる業務」という)について、当該期間全ての経験として申請することができます(同一工事に複数の対象工事種別を含む場合も同様)。

この場合、同期間内の主たる業務以外の工事経験は、他の技術検定種目のための実務経験として申請することはできません。

(実際の担当業務期間)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	対象期間
A: 電気工事(全て主たる業務)												A: 1月初~5月上旬(電気)
				B: 電気工事(5月後半~8月前半のみ主たる業務)								B: 5月下旬~8月上旬(電気)
								C: 管工事(全て主たる業務)				C: 対象外実務経験(管)
D: 営業・事務・積算・測量など、施工とは直接関係のない業務												D: 考慮しない

(実務経験証明書記載例)

勤務先名 所属部署	従事内容 ・職名	発注者名	工事請負者名 請負金額(万円)	監理/主任技術者氏名 監理技術者 資格者証交付番号	工事名		被証明者の従事期間 実務経験の要件 (特別な経験として申請する場合は√)	実務経験
					建設工事の種類 (従事比率)	工事内容		
(株)振興電気 関東支店 工事部	施工管理	学校法人 A学園	(株)振興電気 4,000万円	主任 太郎	A大学講義棟教室改修工事		自西暦 2023 年 1 月 0 年	ヶ月
					工事コード 0 8	電気工事 (100%)	内容コード 0 5	
(株)振興電気 関東支店 工事部	施工管理	(株)B不動産	(株)元請建設 12,000万円	監理 次郎 12345678901	Bビルディング新築工事		自西暦 2023 年 6 月 0 年	ヶ月
					工事コード 0 8	電気工事 (100%)	内容コード 0 5	
(株)振興電気 関東支店 工事部	施工管理	国土交通省 関東地方整備局 C営繕事務所	(株)振興電気 9,000万円	監理 花子 34567890123	C合同庁舎設備改修工事		自西暦 2023 年 9 月 0 年	ヶ月
					工事コード 0 9	管工事 (100%)	内容コード 0 3	

※管工事については実務経験対象外ですので、本検定の審査対象にはなりません。

始期又は終期が月の途中であっても、該当月全体(1ヶ月)を実務経験として計算します。したがって、Bは4月から10月半ばまでが工期ですが、そのうち主たる業務として経験を積んだ5月から8月までの4ヶ月間を種別電気工事の実務経験として計上することができます。ただし、AとBの経験を重複計上し、5月単月で2ヶ月分の経験を積んだとすることはできません。上記証明書例では、5月はAの実務経験として整理しています。

同様に、8月をBにおける実務経験として利用する場合、8月はCの管工事(管種目の技術検定の受検資格)の実務経験期間とすることはできません。

(※2) 工事ごとに証明書を作成する場合(従事比率を設定)の実務経験算定例

他の技術検定等に必要の実務経験を確保する必要がある場合には、実務経験期間を従事比率によって按分することもできます。その場合、同一工事について、対象となる工事種別の工事のみを担当している期間、それ以外の工事種別の工事を担当している期間に切り分けて証明書を作成します。

(実際の担当業務期間)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	重複期間の従事割合
E：電気工事(全て主たる業務)												E：8～11月：70%程度(電気)
F：管工事(従たる業務)												F：8～11月：30%程度(管)
G：営業・事務・積算・測量など、施工とは直接関係のない業務												G：考慮しない

(実務経験証明書記載例)

勤務先名 所属部署	従事内容 ・職名	発注者名	工事請負者名 請負金額(万円)	監理/主任技術者氏名 監理技術者 資格者証交付番号	工事名		被証明者の従事期間 実務経験の要件 (特別な経験として申請する場合は√)	実務経験
					建設工事の種類 (従事比率)	工事内容		
(株)振興電気 関東支店 工事部	施工管理	Eビル(株)	(株)元請建設 4,000万円	主任 三郎	Eビル新築工事		自西暦 2023 年 1 月	0 年
					工事コード 08 (電気工事 100%)	内容コード 05 (構内電気設備工事)	至西暦 2023 年 7 月	7 ヶ月
□特定実務 □監理技術者補佐 □見込								
(株)振興電気 関東支店 工事部	施工管理	Eビル(株)	(株)元請建設 4,000万円	主任 三郎	Eビル新築工事		自西暦 2023 年 8 月	0 年
					工事コード 08 (電気工事 70%)	内容コード 05 (構内電気設備工事)	至西暦 2023 年 11 月	2.8 ヶ月
□特定実務 □監理技術者補佐 □見込								
(株)振興電気 関東支店 工事部	施工管理	国土交通省 関東地方整備局 F営繕事務所	(株)振興電気 9,000万円	監理 雪子 5555555555	F合同庁舎設備改修工事		自西暦 2023 年 8 月	0 年
					工事コード 09 (管工事 30%)	内容コード 03 (空気調和設備工事)	至西暦 2023 年 11 月	1.2 ヶ月
□特定実務 □監理技術者補佐 □見込								
(株)振興電気 関東支店 工事部	施工管理	Eビル(株)	(株)元請建設 4,000万円	主任 三郎	Eビル新築工事		自西暦 2023 年 12 月	0 年
					工事コード 08 (電気工事 100%)	内容コード 05 (構内電気設備工事)	至西暦 2023 年 12 月	1 ヶ月
□特定実務 □監理技術者補佐 □見込								

※管工事については実務経験対象外ですので、本検定の審査対象にはなりません。

証明された期間に電気工事施工管理技術検定の実務経験にならない工事種別の工事が含まれる場合、対象期間に対象となる工事種別の従事比率を乗じたものが実務経験期間となります。この際の従事比率は、証明書の記載どおりに判断します。

上図の従事比率の場合、実務経験は以下のように計算します。

$$E：7ヶ月 \times 100\% + 4ヶ月 \times 70\% + 1ヶ月 \times 100\% = 10.8ヶ月$$

この場合、管種目の技術検定を受検する場合等に、F部分1.2ヶ月(4ヶ月(8～11月) \times 30%)を、管工事の経験として計上することができます。

(※3) 複数工事の経験をまとめて証明書を作成する場合の実務経験算定例

後述する3.(4)の要件を充足している場合、同(5)に従って、同じ工事種別の複数仕事をまとめた実務経験証明書を作成することができます。この場合、主たる業務とそれ以外の業務の区別は行わず、まとめて証明された期間を実務経験の期間として算入します。ただし、当該期間中の業務に、電気工事施工管理技術検定における実務経験対象となる工事種別の工事以外が含まれる場合は、その割合分を控除する必要があります。

(実際の担当業務期間)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	重複期間の従事割合
H1：電気工事				H4：電気工事								H：80%程度(電気) I：20%程度(管、対象外) J：考慮しない
H2：電気工事		H3：電気工事						H5：電気工事				
				I1：管工事								
										H6：電気工事		
										I2：管工事		
J：営業・事務・積算・測量など、施工とは直接関係のない業務												

(実務経験証明書記載例)

勤務先名 所属部署	従事内容 ・職名	発注者名	工事請負者名 請負金額(万円)	監理/主任技術者氏名 監理技術者 資格者証交付番号	工事名		被証明者の従事期間 実務経験の要件 (特別な経験として申請する場合は√)	実務経験
					建設工事の種類 (従事比率)	工事内容		
(株)振興電気 工事部	施工管理	医療社団法人 H会 他	(株)元請建設 他 4,000万円 他	主任 四郎 他	H病院外科系病棟 改装工事 他5件		自 西暦 2023 年 1 月 0 年	8.8 月
					工事コード 0 8 (80 %)	内務コード 0 5 構内電気 設備工事	至 西暦 2023 年 11 月 8.8 月	
(株)振興電気 工事部	施工管理	(株)I不動産 他	(株)元請建設 他 4,000万円 他	主任 月子 他	Iビル改装工事 他1件		自 西暦 2023 年 1 月 0 年	2.2 月
					工事コード 0 9 (20 %)	内務コード 0 3 空気調和 設備工事	至 西暦 2023 年 11 月 2.2 月	

※管工事については本検定の審査対象にはなりません。

実務経験に該当する業務に継続的に従事している期間について、工事請負者は1年以内の期間をまとめて証明することが可能です。ただし、該当業務のない月を含めることはできないので、上記例ですと1月から11月の11ヶ月が計算対象となります。(実務経験の計算は月単位で行います。)

証明された期間に対象外の請負工事種別が含まれる場合、対象期間に対象工事種別の従事比率を乗じたものが実務経験期間となります。この際の従事比率は、証明書の記載どおりに判断します。

上図の従事比率の場合は以下のように計算します。

$$H：11ヶ月 \times 80\% = 8.8ヶ月$$

この場合、1月～11月のうち合計8.8ヶ月について、本検定の実務経験として算入できます。また、管種目の技術検定を受検する場合等に、I部分11ヶ月 \times 20%=2.2ヶ月を、管工事の経験として計上することもできます。

3. 実務経験証明書(新受検資格)

(1) 実務経験の証明者

実務経験の証明者となることができるのは、受検申請者の所属事業者または派遣先(工事請負者・施工監督者・設計監理者)の、以下に該当する者だけです。

① 施工管理者としての実務経験期間：

- イ. 工事請負者の代表者若しくは代理として人事権を分掌する部署長(以下「代表者等」という。)
 - ロ. 工事の監理技術者または主任技術者(以下「監理技術者等」という。)
 - ハ. 派遣社員でイ、ロの対応が難しい場合、派遣元の代表者等(※)
- ただし、
- ・複数工事の経験をまとめて証明書を作成する場合
 - ・建設業法第26条の3に基づき、所属先が主任技術者を配置しない場合(電気工事は該当しません)
- については、イのみ可とし、ロ、ハは認めません。

② 施工監督者としての実務経験期間：

- イ. 工事発注者の代表者等
- ロ. 派遣社員でイの対応が難しい場合、派遣元の代表者等(※)

③ 設計監理者としての実務経験期間：

- イ. 工事監理業務等受託者の代表者等
- ロ. 派遣社員でイの対応が難しい場合、派遣元の代表者等(※)

※派遣社員の方で、派遣元からの証明(①ハ、②ロ、③ロ)により実務経験証明書を作成する場合、追加証明書類として以下の書類提出が必要です。

- ・派遣契約書等の写し((a)受検者(派遣者)氏名、(b)派遣期間、(c)派遣元、(d)労働者派遣事業の許可番号、(e)派遣先が読みとれるもの。(a)～(e)のうち追加証明書類だけでは読み取れないものがあれば、別途疎明できる書類も必要)

(2) 証明者に関する注意

- ・転職された場合など、証明者が複数名に亘る場合は、それぞれ証明書を作成する必要があります。
- ・代表者等による証明は、証明時点の代表者又は実務経験期間当時の代表者等いずれによる証明も有効です。なお、証明時点で廃業している場合は廃業前の代表者等による証明が可能です。
- ・上記に関わらず、令和6年3月31日時点を含む建設工事までの証明については、申請時に所属している企業の代表者等による証明が可能です。
- ・建設業を営む個人事業主が自ら施工管理業務に従事した場合、事業主自身が証明者となります。
- ・実務経験証明書には既済の内容の他、証明日以降、第二次検定前日の属する月までの見込みについても記載が可能です。その場合は必ず見込欄にチェックをいれてください。
- ・一式工事を請け負った企業に所属する者について、当該一式工事に含まれる専門工事の経験を証明する場合は、被証明者の従事期間、建設工事の種類、工事内容及び監理技術者等名は、当該専門工事に関するものを記載してください。

(3) 記入必須項目について

以下で必須としている項目について一つでも無記入・整合が取れないものがある場合、当該行については実務経験として認めません。

	監理技術者 資格者証交付番号 (※1)	監理/主任技術者 氏名 (※1)	建設業許可番号 (※3)	請負金額 (※4)	その他の項目 (※5)
許可ありの場合	省略可	必須(※2)	必須	必須	必須
許可なしの場合	—	—	—	必須	必須
工事監理者・ 発注者である場合	—	—	—	—	必須

- ※1 自社の監理技術者/主任技術者の資格者証番号・氏名を記載してください。ただし、建設業法第26条の3に該当し、自社の主任技術者配置がない場合の実務経験に限り、注文者の監理技術者/主任技術者氏名を記載することができます。
- ※2 建設業許可を持つ事業者には、軽微な工事であっても必ず主任技術者を配置する必要があります。
- ※3 自社の許可番号を記入してください。
- ※4 自社の請負金額を記載してください。複数現場をまとめる場合は代表となる現場1つの金額を記入してください。
- ※5 個人事業主で屋号が存在しない場合、勤務先名称には代表者の氏名を、個人事業主・小規模法人等で部署が存在しない場合、部署欄にはなしと記載するようにしてください。工事請負者名には元請事業者名を記入してください。

(4) 複数工事をまとめて記載できる場合

工期1年未満の複数工事を経常的に担当した期間の実務経験について、以下のいずれかに該当する者が証明する場合には、複数工事をまとめて記載することができます。

- ・建設業許可を有する者(許可を有しない工事種別に関する証明が従事比率50%以上となる場合を除く)
- ・建設業許可を有しない者で専ら建設業を営む者(専ら建設業を営むことの証明が別途必要)

ただし、次の場合、まとめて記載することはできません。

- ・専門技術者を設置した工事の経験(建築一式工事の経験として記載する場合は除く)
- ・工事発注者の従業員としての経験、工事監理業務等受託者の従業員としての経験
- ・証明者について、建設業許可番号の記載がなく、専ら建設業を営むことの証明もない場合

(5) 複数工事をまとめる場合の記載要領

- ・経常的に該当工事種別の工事施工管理に従事していた期間についてのみ記載できます。
- ・まとめることができるのは、同一企業、同一従事内容、同一工事種別の実務経験に限ります。
- ・1年以内の任意の期間(月単位)について記載することができます。1年を超える期間については1年以内毎に分割して記載してください。
- ・まとめて記載した実務経験については、その間の代表工事と工事件数を記載してください。
- ・複数工事種別を同時に担当していた場合、それぞれの業務に従事した比率の記載が必要です。
- ・従事比率は、工事期間または業務従事時間をもとに記載してください。比率は原則として10%単位の概数として記載するものとし、10%以下となる工事種別を省略して比率を記載することができます(任意)。
※たとえば、元の従事比率がA工事種別50%、B工事種別30%、C工事種別10%、D工事種別10%の場合、C及びDを除外し、A60%・B40%として配分するか、A～Dをそのままの比率で計上するかを選択できます。
- ・複数工事種別のうち非該当工事種別分の記載は省略できますが、併せて記載の上、他の種目の受検において同じ証明書を使用(コピーで可)することも可能です。

(6) 証明書に添付が必要な書類

次の場合には、証明書本紙以外に添付書類が必要となります。

- ・建設業の許可を受けずに建設業を営む者が複数工事をまとめて記載する場合
：専ら建設業を営むことの証明(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)

また、記載内容に疑義が生じた場合など、申請後必要に応じて下記の書類等の提出をお願いすることがあります。

- ：工事契約図書の写し、施工体制台帳の写し

(7) 証明書が提出できない場合の代替措置

本来の証明者の所在が不明又は本来の証明者が証明を拒否し、証明を受けられない場合は、証明書の代替として以下の書類が必要となります。①～⑤までの資料が全て揃わない場合には実務経験の証明として認められませんので、工事の都度、実務経験の証明を取得する等、事前の準備をお願いします。

- ①証明を受けられないことの理由書(本来の証明者の現況等の説明を含む)
- ②受検申請者自らを証明者として記載した実務経験証明書(複数工事をまとめて記載することはできません)
- ③本来の証明者に関する資料(建設業を営んでいたこと等の証明)
(建設業許可番号が分かる資料 または 閉鎖登記簿)
- ④受検申請者と本来の証明者との関係を示す資料
(雇用契約書 または 労働条件明示書)
- ⑤②の内容を十分に推定できる資料
(出張命令書 または 経費精算書)

(2) 実務経験証明書の作成方法

実務経験証明書は、新受検資格で本技術検定の受検申請を行う場合、一番重要な書類です。新規受検申請者は、背景色 部全てに必要事項を記入してください。

1. 記入は必ず受検申請者本人が行ってください。
2. 記入に際して、消せるボールペン・鉛筆などは、記載内容が消滅することがありますので、絶対に使用しないでください。また、審査担当者が判読できるよう、字を崩さず、字を潰さず、丁寧に書いてください。
3. 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、余白に正しい内容を記載してください。

4. 申請書の提出後は、実務経験証明書と経験内容の訂正は原則としてできません。
5. 申請書類作成時点では実務経験を満たせない場合、第二次検定前日の属する月までの期間のうち実務経験として見込まれるものを記載することができます。ただし、予定していた実務が積み重なった場合、第二次検定の試験前日までに受検申請の取り下げを行う必要があります。
6. 受検申請者が申請内容を偽り、不正な方法により受検したとき、または事実と異なる内容の実務経験証明書を提出したとき等は国土交通省により受検禁止又は合格取消しの処分が科されます。

必ず手引をよく読んで作成してください。提出後の訂正は原則認めませんので、錯誤や無記載(必須事項はP35、3(3)を参照)項目があると、受検できなくなる可能性があります。

申請書の作成日を記載してください。

新

新受検資格用実務経験証明書

表面 1 / 1

指定試験機関の長 殿

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

2024年7月11日

工事コード	05	と	10	タ	15	板	20	機	25	具	
01	土	06	石	11	鋼	16	方	21	絶	26	水
02	建	07	屋	12	筋	17	塗	22	通	27	消
03	大	08	電	13	ほ	18	防	23	園	28	清
04	左	09	管	14	しゅ	19	内	24	井	29	解

新-1 証明者情報

証明者所属法人等名称	(株)基金電気工事
証明者所属法人等所在地	東京都港区虎ノ門4-2-12
建設業許可番号	国土交通大臣 許可 一般 特定 - 0 3 第 石 9 9 9 9 9
証明者職名	代表取締役
証明者氏名	基金 太郎

新-2 被証明者(受検者)情報

※正式な建設工事の種類名称、内容等は手引にてご確認ください。

被証明者(受検者)氏名	若手 はじめ	被証明者生年月日	S・(H)・R・西暦 9年7月7日	証明者との関係	代表と雇用者																					
勤務先名	従事内容・職名	発注者名	工事請負者名	監理/主任技術者氏名	工事名																					
所属部署			請負金額(万円)	監理技術者資格者証交付番号	建設工事の種類(従事比率) 工事内容																					
(株)基金電気工事	施工管理	大宅 修次 他	(株)基金電気工事 160 万円	基金 太郎	大宅邸リフォーム工事 他20件																					
なし					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事コード</td> <td style="width: 15%;">08</td> <td style="width: 15%;">電気工事 (100%)</td> <td style="width: 15%;">内容コード</td> <td style="width: 15%;">05</td> <td style="width: 15%;">構内電気設備工事</td> </tr> </table>	工事コード	08	電気工事 (100%)	内容コード	05	構内電気設備工事															
工事コード	08	電気工事 (100%)	内容コード	05	構内電気設備工事																					
					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 15%;">自西暦</td> <td style="width: 15%;">2019</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">1</td> <td style="width: 15%;">年</td> </tr> <tr> <td>至西暦</td> <td>2020</td> <td>年</td> <td>3</td> <td>月</td> <td>0</td> <td>ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <input type="checkbox"/> 特定実務 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input checked="" type="checkbox"/> 見込 </td> </tr> </table>	自西暦	2019	年	4	月	1	年	至西暦	2020	年	3	月	0	ヶ月	<input type="checkbox"/> 特定実務 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input checked="" type="checkbox"/> 見込						
自西暦	2019	年	4	月	1	年																				
至西暦	2020	年	3	月	0	ヶ月																				
<input type="checkbox"/> 特定実務 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 <input checked="" type="checkbox"/> 見込																										

転職や異動などで複数の証明者がいる場合や、多数の工事を記載する場合など、複数枚の実務経験証明書の提出が必要になる場合があります。何枚目か/全体で何枚あるかを記載してください。

許可番号が6桁未満の場合、右詰めとし、空欄は0で埋めてください(第100号の場合、000100とする)。北海道知事許可の場合は、1桁目に振興局略称を入れるか、一般財団法人建設業情報管理センターにおける経審結果許可番号検索条件に倣った記載をしてください。(例：十勝第9999号の場合、+09999または629999とする)

証明者になりうる者は、
 1. 工事請負者の代表者若しくは代理として人事権を分掌する部署長
 2. 工事の監理技術者または主任技術者(一部場合を除く)
 3. 派遣社員で1・2の対応が難しい場合、派遣元の代表者等のみです。詳細は手引のP34、3(1、2)をご参照ください。

伏せ字は使えません。契約書通りに記載してください。複数工事をまとめる場合は、必ず件数を記載してください。まとめられる工事の要件は、手引のP35、3(4、5)を、具体例は手引のP33を参照ください。

証明書作成日以降の実務を含む場合は見込欄に✓を入れてください。2級の場合、特定実務・監理技術者補佐欄は審査対象外ですので、記載不要です。

工事コード、内容コードは手引のP41以降に記載してあります。従事期間が重複する別業種の工事がある場合、手引のP32~33を参考に、適切に按分してください。

新-2 部分について、派遣会社勤務の方は派遣先従業員として作成するようにしてください(勤務先として派遣先を、また発注者は派遣先企業ではなく、派遣先企業へ発注した者を記載してください)。

必ず手引のP29、1(2)から選んで記載してください。

勤務先への発注者を記載してください。自社が二次請の場合、直上の一次請を記載することになります。

自社の請負金額を万円単位で記入してください。複数工事をまとめる場合、合計ではなく代表工事の請負金額を記載してください。

□本様式を使用する場合は他の意思表示にかかわらず、新受検資格による申請として扱います。提出後の旧受検資格への振替は一切認めません。また、新旧両方の実務経験証明書を同封した場合は書類不備とします。
 □本様式についてはコピーの提出を認めています。提出されたものはいかなる理由であろうと返却しませんので、原本は必ずご自身で保管してください。

5. 工事の種類・内容コード表

【備考】

2級施工管理技術検定のうち建築・電気工事の検定種目において実務経験になるのは、各実務経験・資格対象欄に○が附された工事です。建築は種別が細分化されていますのでご注意ください。

2級施工管理技術検定に合格すると、種別毎に実務経験・資格対象欄に○印を附されている工事について主任技術者になることができます。また、○印について一般建設業許可における営業所専任技術者要件を満たします。

2級建築施工管理技士として塗装工事等の主任技術者になるためには、2級建築施工管理技士(種別：仕上げ)の資格が必要です。同様に、とび・土工・コンクリート工事等では2級建築施工管理技士(種別：躯体)の資格が必要です。(種別：建築)はオールマイティではないことにご留意ください。

1級施工管理技術検定において実務経験になるのは、建築・電気の各実務経験・資格対象欄に◎が附された工事です。

1級施工管理技術検定に合格し、必要な講習を受講すると、実務経験・資格対象欄に◎印を附されている工事について監理技術者になることができます。また、◎印について特定建設業許可における営業所専任技術者要件を満たします。

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
00	分類不能	00	29業種に分類できないもの、自由記述							
01	土木一式工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述							
		99	土木構造物解体工事	※総合的な企画、指導、調整が必要なもの						
02	建築一式工事	00	複数の該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎	○				
		01	事務所ビル建築工事	※元請としての大規模修繕工事を含む	◎	○				
		02	共同住宅建築工事	※元請としての大規模修繕工事を含む	◎	○				
		03	一般住宅建築工事	※元請としての大規模修繕工事を含む	◎	○				
		99	建築物解体工事	※総合的な企画、指導、調整が必要なもの	◎	○				
03	大工工事	00	複数の該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○	○		
		01	大工工事		◎		○	○		
		02	型枠工事		◎		○	○		
		03	造作工事		◎		○	○		
04	左官工事	00	複数の該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	左官工事		◎			○		
		02	モルタル工事		◎			○		
		03	モルタル防水工事		◎			○		
		04	吹付け工事		◎			○		
		05	とぎ出し工事		◎			○		
		06	洗い出し工事		◎			○		

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
05	とび・土工・ コンクリート工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○			
		(組み立て・据付)	10	組み立て・据付系工事について複数に該当、 以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○		
			11	とび工事		◎		○		
			12	ひき工事		◎		○		
			13	足場等仮設工事		◎		○		
			14	重量物揚重工事		◎		○		
			15	鉄骨組立て工事		◎		○		
			16	コンクリートブロック据付け工事		◎		○		
		(くい)	20	くい工事系について複数に該当、 以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○		
			21	くい工事		◎		○		
			22	くい打ち工事		◎		○		
			23	くい抜き工事		◎		○		
			24	場所打ちくい工事		◎		○		
		(土工)	30	土工系について複数に該当、 以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○		
			31	土工		◎		○		
			32	掘削工事		◎		○		
			33	根切工事		◎		○		
			34	発破工事		◎		○		
			35	盛土工事		◎		○		
		(コンクリート)	40	コンクリート工事系について複数に該当、 以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○		
			41	コンクリート工事		◎		○		
			42	コンクリート打設工事		◎		○		
			43	コンクリート圧送工事		◎		○		
			44	プレストレストコンクリート 工事		◎		○		
		(基礎・準備工事)	50	基礎・準備系工事について複数に該当、 以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○		
			51	地すべり防止工事		◎		○		
			52	地盤改良工事		◎		○		
			53	ボーリンググラウト工事		◎		○		
			54	土留工事		◎		○		
			55	仮締切工事		◎		○		
			56	吹付け工事		◎		○		
			57	法面保護工事		◎		○		
			58	道路付属物設置工事		◎		○		
			59	屋外広告物設置工事		◎		○		
			60	捨石工事		◎		○		
			61	外構工事		◎		○		
			62	はつり工事		◎		○		
			63	切断穿孔工事		◎		○		
		64	アンカー工事		◎		○			
		65	あと施工アンカー工事		◎		○			
			66	潜水工事		◎		○		

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
06	石工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	石積み(張り)工事		◎			○		
		02	コンクリートブロック積み(張り)工事		◎			○		
07	屋根工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	屋根ふき工事		◎			○		
08	電気工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述						◎	○
		01	発電設備工事						◎	○
		02	送配電線工事						◎	○
		03	引き込み線工事						◎	○
		04	変電設備工事						◎	○
		05	構内電気設備工事						◎	○
		06	照明設備工事						◎	○
		07	電車線工事						◎	○
		08	信号設備工事						◎	○
		09	ネオン装置工事						◎	○
		10	計装工事						◎	○
09	管工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	冷暖房設備工事							
		02	冷凍冷蔵設備工事							
		03	空気調和設備工事							
		04	給排水・給湯設備工事							
		05	厨房設備工事							
		06	衛生設備工事							
		07	浄化槽工事							
		08	水洗便所設備工事							
		09	ガス配管工事							
		10	ダクト工事							
		11	管内更生工事							
		12	計装工事							
10	タイル・れんが・ ブロック工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○	○		
		01	コンクリートブロック積み(張り)工事		◎		○	○		
		02	レンガ積み(張り)工事		◎		○	○		
		03	タイル張り工事		◎		○	○		
		04	築炉工事		◎		○	○		
		05	スレート張り工事		◎		○	○		
		06	サイディング工事		◎		○	○		
11	鋼構造物工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○			
		01	鉄骨工事		◎		○			
		02	橋梁工事		◎		○			
		03	鉄塔工事		◎		○			
		04	貯蔵用タンク設置工事	石油・ガス等	◎		○			
		05	屋外広告工事		◎		○			
		06	閘門・水門門扉設置工事		◎		○			
12	鉄筋工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎		○			
		01	鉄筋加工組立工事		◎		○			
		02	鉄筋継手工事		◎		○			

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
13	舗装工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	アスファルト舗装工事							
		02	コンクリート舗装工事							
		03	ブロック舗装工事							
		04	路盤築造工事							
14	しゅんせつ工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	しゅんせつ工事							
15	板金工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	板金加工取付け工事					○		
		02	建築板金工事			◎			○	
16	ガラス工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	ガラス取付工事					○		
		02	ガラスフィルム工事			◎			○	
17	塗装工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	塗装工事					○		
		02	溶射工事			◎			○	
		03	ライニング工事			◎			○	
		04	布張り仕上げ工事			◎			○	
		05	鋼構造物塗装工事			◎			○	
		06	路面標示工事			◎			○	
18	防水工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	アスファルト防水工事					○		
		02	モルタル防水工事			◎			○	
		03	シーリング工事			◎			○	
		04	塗膜防水工事			◎			○	
		05	シート防水工事			◎			○	
		06	注入防水工事			◎			○	
19	内装仕上工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	インテリア工事					○		
		02	天井仕上工事			◎			○	
		03	壁張工事			◎			○	
		04	内装間仕切り工事			◎			○	
		05	床仕上工事			◎			○	
		06	たたみ工事			◎			○	
		07	ふすま工事			◎			○	
		08	家具工事			◎			○	
		09	防音工事			◎			○	
20	機械器具設置工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	プラント設備工事							
		02	運搬機器設置工事							
		03	内燃力発電設備工事							
		04	集塵機器設置工事							
		05	給排気機器設置工事							
		06	揚排水機器設置工事							
		07	ダム用仮設備工事							
		08	遊戯施設設置工事							
		09	舞台装置設置工事							
		10	サイロ設置工事							
		11	立体駐車場設備工事							

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
21	熱絶縁工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	設備熱絶縁工事		◎			○		
		02	ウレタン吹付け断熱工事		◎			○		
22	電気通信工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	有線電気通信設備工事							
		02	無線電気通信設備工事							
		03	データ通信設備工事							
		04	情報処理設備工事							
		05	情報収集設備工事							
		06	情報表示設備工事							
		07	放送機械設備工事							
		08	TV電波障害防除設備工事							
23	造園工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	植栽工事							
		02	地被工事							
		03	景石工事							
		04	地ごしらえ工事							
		05	公園設備工事							
		06	広場工事							
		07	園路工事							
		08	水景工事							
		09	屋上等緑化工事							
		10	緑地育成工事							
24	さく井工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	さく井工事							
		02	観測井工事							
		03	還元井工事							
		04	温泉掘削工事							
		05	井戸築造工事							
		06	さく孔工事							
		07	石油掘削工事							
		08	天然ガス掘削工事							
09	揚水設備工事									
25	建具工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述		◎			○		
		01	金属製建具取付け工事		◎			○		
		02	サッシ取付け工事		◎			○		
		03	金属製カーテンウォール取付工事		◎			○		
		04	シャッター取付工事		◎			○		
		05	自動ドア取付工事		◎			○		
		06	木製建具取付工事		◎			○		
		07	ふすま工事		◎			○		
26	水道施設工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	取水施設工事							
		02	浄水施設工事							
		03	配水施設工事							
		04	下水処理設備工事							

工事 コード	建設工事の種類	内容 コード	工事内容	補足	実務経験・資格対象					
					1級	建築			電気	
						建築	躯体	仕上げ	1級	2級
27	消防施設工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	屋内消火栓設置工事							
		02	スプリンクラー設置工事							
		03	消火設備工事							
		04	屋外消火栓設置工事							
		05	動力消防ポンプ設置工事							
		06	火災報知設備工事							
		07	漏電火災警報器設置工事							
		08	非常警報設備工事							
		09	避難又は排煙設備の設置工事							
28	清掃施設工事	00	複数に該当、以下に当てはまらない場合は自由記述							
		01	ごみ処理施設工事							
		02	し尿処理施設工事							
29	解体工事	00	以下に当てはまらない場合は自由記述		◎	○	○			
		01	工作物解体工事	※単に構造物を解体する工事 (専門工事以外)	◎	○	○			

D. その他の参考事項

1. 国外における実務経験

実務経験は、日本国内の電気工事と建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での電気工事が受検資格を満たすものとされています。これに該当しない国外の実務経験は、国土交通省へ必要書類を添えて大臣認定の申請を行っていただき、認定を受けることが必要となります。

国外の実務経験に関する認定の審査には、6ヶ月程度の期間を要します。受検申請に間に合うよう、事前に国土交通省へ認定申請を行ってください(受検申請書類に同封することはできません)。

申請に必要な書類の詳細は、国土交通省Webサイトにてご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html
 「国土交通省 技術検定制度」で検索

国土交通省では、申請に基づき審査が行われます。審査結果によっては、受検資格が認められない場合もありますので予めご了解ください。

国外の実務経験に関する手続きの詳細につきましては、
 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 TEL 03-5253-8111 (内線24-744)
 へお問い合わせください。

2. 国外における学歴を有する者の受検申請

(1) 指定学科としての認定が必要ない場合

※令和4年度より、指定学科としての認定が必要ない場合は国土交通大臣認定が不要になりました。

日本国外の学校等を卒業された方で、対象の学歴を利用した実務経験期間の短縮を受けたい方は下掲必要書類を申請書類に添付してください。卒業した学校と受検資格の対照表は以下のとおりです。

国外の最終学歴	→	該当する受検資格
国外の大学等を修了し学士に相当する学位を授与された者	→	大学卒業 【実務経験1年6ヶ月以上】
国外の短期大学等を修了し短期大学士に相当する学位を授与された者	→	高校卒業 (短大卒扱いにはなりません) 【実務経験4年6ヶ月以上】
国外の正規の学校教育における12年の課程を修了 ^(*) した者	→	

※自身がどこに該当するか不明な方は、事前に発行元の学校または大使館(国の機関が証明書を発行している場合)へ照会してください。

〈必要書類〉

- ①卒業証明書(国の機関または学校が発行したもの。短大等卒の方は、高校の卒業証明書をご提出ください。)
- ②卒業証明書の和訳
- ③提出書類に関する誓約書(次のURLよりダウンロードしてください)
 国外大学の誓約書 : <https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-d.pdf>
 国外高等学校の誓約書 : <https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-k.pdf>

(2) 指定学科としての認定が必要な場合

国外の学歴について、大学または高等学校の指定学科に相当するものとして受検申請する場合には、国土交通大臣の認定を取得する必要があります。

〈大臣認定申請の必要書類〉

- | | |
|------------------------|---|
| ①技術検定受検資格認定申請書(国外学歴)…… | [様式1] |
| ②卒業証明書(原本のみ)…… | 和訳および和訳の公証(※)手続きが必要 |
| ③成績証明書(原本のみ)…… | 和訳および和訳の公証(※)手続きが必要 |
| ④履修科目一覧…… | [様式2] |
| ⑤履歴書…… | [様式3] |
| ⑥身分証明書…… | {(日本国籍の場合): 運転免許証のコピー・住民票等
(外国籍の場合): 在留カードのコピー |

※様式1～3については、<https://www.fcip-shiken.jp/about/kokugai-shitei.html> をご参照ください。

※公証について

外国語書類(卒業証明書・成績証明書等)は、それぞれの和訳を作成し、公証役場において公証手続きを行ったものを提出してください。申請手続きの詳細については、お近くの公証役場にお問い合わせください。(参考: 法務省WEBサイト <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>)

〈注意事項〉

- ・ **申請前に必ず** (一財)建設業振興基金 試験研修本部 TEL 03-5473-1581へご連絡ください。事前連絡がない場合、審査が完了せず受検できなくなることがあります。
- ・ 審査の過程で追加資料を求める場合があります。
- ・ 申請者の現住所が日本国外の場合、申請できません。

〈申請書類提出先〉

これらの書類を受検申請書一式に同封して、申請期限までに本財団へ送付してください。(本財団から国土交通省へ提出いたします)。

3. 身体障がい者等を対象とした受検に際しての特別措置について

身体障がい者等の方で、試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、受検申請の都度、事前の手続きが必要になります。

(1) 申請に際しての前提条件

身体障がい者等の方で、本検定を受検しようとする場合は、次にあげる3つの条件を満たしていることが必要となります。

- ①本検定の受検資格を有すること
- ②工事現場において施工管理技士としての業務を遂行できること
- ③受検者単独で受検できること

(2) 手続き方法について

受検申請書の発送前に、一般財団法人建設業振興基金試験研修本部(TEL:03-5473-1581)までお電話いただき、障がい・けが等の内容(症状・程度)等をお聞かせください。

また、当方より「受検時特別対応申請書」用紙をお送りいたしますので、

- ①受検申請に必要な書類(P4、6参照)
- ②受検時特別対応申請書
- ③障害者手帳のコピー

を一括して申請締切日までに本財団へお送りください。

受検可能な場合には、受検票とともに対応についての書類を郵送します。

※障がいの症状・程度により、あるいは、試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※申請締切後に発生した傷病の場合は、試験日の3週間前までに速やかにご連絡ください。それ以後は対応できませんのでご了承ください。

4. 検定区分に関するご注意

後期の2級電気工事施工管理技術検定は、第一次検定と第二次検定を同じ日に実施いたします。そのため、受検申請の方法が、「第一次検定のみ」、「第一次・第二次検定」、「第二次検定のみ」の3試験区分に分かれています。申請後、試験区分の変更はできませんので、以下注意事項をご確認ください。

第一次・第二次検定(同時申請)

- ・試験日には必ず第一次検定から受検しなければなりません。
- ・第一次検定の合格基準を満たさなかった受検者は、第二次検定の採点対象になりません。
- ・第一次検定を受検し、第二次検定を受検しなかった場合には、第一次検定のみを採点対象とします。

第一次検定のみ / 第二次検定のみ

- ・すでに第二次検定の受検資格がある者が、「第一次検定のみ」を受検することは可能です。
- ・上記の場合、同じ日の第二次検定を受検するためには、別途「第二次検定のみ」の受検申請も必要になります。
- ・なお、「第一次検定のみ」と「第二次検定のみ」の試験会場は、別会場になる可能性があります。

※第一次・第二次検定の同時申請と、第二次検定のみを受検申請を同一年度に行うことは、第二次検定について重複した申請となりますのでお断りいたします。

5. 住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き

受検申請書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受検地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」をコピーして必要事項を記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で本財団に送付してください。(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581) ※電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

- ・氏名変更の場合
変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。
- ・書類送付先住所変更をする場合
書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先に行っている場合で、自宅を転居したとき等は届出不要)
- ・受検地を変更する場合
変更届を試験日の14日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受検地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受検してください。なお、試験日の5日前までに受検地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団(TEL:03-5473-1581)までご連絡ください。受検地の変更には受入定員があります。定員に達した場合は、変更はお受けできませんのでご了承ください。

6. インボイス対応について

一般財団法人建設業振興基金は適格請求書発行事業者です。詳細は以下をご参照ください。
なお、受検手数料は非課税ですので、適格請求書の発行対象になりません。
より詳しい案内や請求書発行の依頼方法については、施工管理技術検定WEBサイト(<https://www.fcip-shiken.jp/about/invoice.html>)に掲載してありますのでご確認ください。

登録番号	T2010405010376
名称	一般財団法人建設業振興基金
登録年月日	令和5年10月1日
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門4丁目2番12号



7. 紛らわしい名称を用いた業者について

- ・申請手続きの代行や紛らわしい名称を用いた講習、料金を徴収して採点速報・合否速報などを行う業者があります。これらの業者と一般財団法人建設業振興基金とは全く関係ありません。
- ・一般財団法人建設業振興基金は、国土交通大臣指定試験機関です。国家資格である「電気工事施工管理技士」、「電気工事施工管理技士補」を取得するための試験は、本財団のみが実施しています。
- ・本財団は、電話・ダイレクトメール等による勧誘行為は一切行っておりません。

8. 自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について

(1) 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について

全国又は一部試験地及び試験会場において、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。その場合は原則として、再試験は実施しません。なお、本財団は、中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません(ただし、受検手数料については返還します)。

(2) 試験実施に関する情報提供

自然災害等の不可抗力による試験中止については、原則(※)として、本財団WEBサイトに掲載します。また、試験開始時間の繰下げ措置についても上記と同様にお知らせいたします。

(※) 試験前日又は当日に、試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合には、その旨をお知らせしますので、その後の最新情報を確認してください。

9. 一般財団法人建設業振興基金の個人情報保護方針

1. 一般財団法人建設業振興基金(以下「本財団」という。)は、受検者の皆様の個人情報の保護に努めます。
2. 本財団は、施工管理技術検定の受検申請に際し試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。
3. 本財団では、次の場合を除いて、ご本人から収集した個人情報を目的外に利用したり外部に提供することはありません。
 - (1) 法令の定めに基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
4. 個人情報は、受検資格の審査や本人確認等の試験業務を適正かつ円滑に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。ただし、合格した方の個人情報については、建設業法上の規定に基づき国土交通大臣に報告します。
5. 合格証明書の交付を受けた方の情報(氏名、生年月日、本籍、資格区分、証明書番号、取得年月日)は、国土交通省を通じて公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。
6. 本財団では、申請書の個人情報及びそれに付随する情報は、確実に管理し、紛失・改ざん・漏洩を防止しています。
また、個人情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要とされる対策を講じます。更に、役職員等及び委託先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。
7. ご本人からのご自身に関する情報の開示・訂正等の依頼があった場合、請求者をご本人であることを確認したうえで、特別な理由(非開示として定義する情報の場合等)がない限り開示・訂正等いたします。

10. その他の問い合わせについて

電話またはメールにてお問い合わせください。

対応時間は、電話・メールとも土日祝日を除く平日の9:00~12:00、13:00~17:30です。

検定コールセンター	03-5473-1581
メールアドレス	d-info@kensetsu-kikin.or.jp

※申請期間中は大変混雑いたします。余裕をもってご対応ください。

※他の部署へ電話されても案内できません。上記番号への掛けなおしをお願いしています。

※電話番号間違い、アドレスタイプミスにご注意ください。

令和6年度2級電気工事施工管理技術検定
住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届

届出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
一般財団法人建設業振興基金 試験研修本部 (TEL: 03-5473-1581)

提出方法

住所変更 本籍変更 受検地変更	} 簡易書留郵便で郵送またはFAX (03-5473-4597) FAXの場合は必ず本財団に着信確認の電話をしてください。 (おかけ間違いのないようお願いいたします。) お問い合わせ受付時間: 平日の9:00~12:00、13:00~17:30 (土日・祝日は休業日です)
氏名変更	} 必ず簡易書留郵便で郵送 (FAXによる提出は受付できません)

申請者内容(届出される申請者全員が記入してください)

氏名	フリガナ
生年月日	昭和・平成 年 月 日
検定区分	2級電気工事(第一次・第二次(同時申請))
申請時の受検地	
受検番号	※受検番号がわかる場合は記入してください
確実に連絡できる電話番号	(自宅・会社・携帯) — —

●変更内容(該当する箇所を記入してください)

- ・住所変更の場合は、書類送付先住所の変更時のみ届出が必要です。
- ・氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し必ず郵送(簡易書留郵便)してください。
- ・本籍地は、同一都道府県内での変更であれば、届出の必要はありません。

氏名変更(新氏名)	フリガナ	フリガナ
	氏	名
本籍変更	旧本籍	新本籍
書類送付先 住所変更(新住所)	フリガナ	変更希望 年月日
	〒 —	年 月 日
受検地変更	旧受検希望地	新受検希望地
	「受検地変更許可書」送付先住所(その他の書類送付先も変更する場合は、上の書類送付先欄に記入してください。) (第一次検定の際に受検地変更し、第二次検定においても受検地変更したい場合は、再度変更手続きが必要となります。) 〒 —	

◆申請者内容欄に氏名、生年月日等忘れずに記入してください。

ご 注 意

近年、実務経験証明書の虚偽記載等により受検できなくなる、合格後に合格を取り消される事例が増えています。

建設業法施行令の規定に基づき、不正受検(事実と異なる内容による受検申請、不正行為等)が明らかとなった場合には、合格の取り消しや受検の停止が行われますので、次の点にご注意のうえ、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の『実務経験内容』及び『実務経験年数』等については、受検申請者自身が記入・確認のうえ、お送りください。
 - 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認のうえ証明を行ってください。
- ※なお、申請内容について疑義が生じた場合、新規受検申請、再受検申請に関わらず、当方が指定する書類を追加提出等いただくことにより確認する場合があります。

不正の方法により取得した「資格」によって「建設業の許可」または「経営事項審査」を受け、もしくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり処罰を受けることがあります。

令和6年度2級電気工事施工管理技術検定
〔第一次・第二次検定(同時申請)〕

受検の手引

令和6年6月発行
発行所 一般財団法人建設業振興基金 試験研修本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2-12
虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL: 03-5473-1581
インボイス登録番号: T2010405010376

www.fcip-shiken.jp

「申請用紙・受検の手引」共で1部1,000円(消費税含)
落丁本、乱丁本は、取扱所でお取替えします。(不許複製)